

第 1 1 回

富里市農業委員会議事録

令和 2 年 1 1 月 5 日（木）

富里市役所分庁舎 2 階大会議室

富里市農業委員会

富里市農業委員会総会議事録（第11回）

日 時 令和2年11月5日（木）

場 所 富里市役所分庁舎2階大会議室

招集者 富里市農業委員会会長 藤 崎 芳 久

議 事 1 議事録署名委員の指名

2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

3 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

4 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

農業委員

出席（8名）

1番	関	利	之	2番	伊	井	義	則
3番	塩	澤	英	一	4番	篠	原	美惠子
5番	相	川	克	義	6番	森	田	孝子
7番	田	上	友	子	8番	藤	崎	芳久

欠席（0名）

農地利用最適化推進委員

出席（11名）

池	田	正	巳	成	毛	勝
出	山	誠	一	國	本	茂
篠	原	弘	安	皆	川	幸雄
吉	川	孝	男	相	澤	直哉
野	島	勇	志	田	口	栄一
吉	田		隆			

欠席（1名）

本 橋 春 夫

◎開 会

議 長 これより令和2年第11回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は、8名中8名ですので、会議は成立しております。

(午後 3時17分)

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において指名します。

伊井義則君、塩澤英一君、以上の諸君にお願いします。

◎議案第1号

議 長 日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1を議題とします。

田上委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

田上委員。

田上委員 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1について現地調査及び聞き取り調査の報告をします。

担当委員は、相川委員と私、田上です。

申請概要は、議案のとおりです。

審査会当日は、権利者は[]さん 73歳ご本人です。義務者は、代理人として権利者の[]さんが委任状を持参し出席しました。

権利者と義務者の関係は兄弟です。

今回の申請理由は、権利者は経営規模拡大。義務者は高齢で後継者もいないため、弟にあたる権利者に贈与したいとのことです。

申請地は、第一小学校そばのセブンイレブン手前を右折し、300mほど進んだ右側に位置しています。

現在、雑草は刈り取られておりましたが、そのままの状態でしたので、刈り取った草を処分しロータリーがけしてから耕作に向かうよう求めましたが、環境課への相談も行いながら進めているとのことでした。

境界ぐいは確認できます。

市道に隣接しており、進入路も確保されております。

第三者の権利はありません。

成田市からの農業経営の実態証明もありました。

現地畑は贈与となります。

権利者の経営状態は、田289a作付けは米、畑40a作付けはニラ・大豆・ポポ（果物）を耕作しています。

従業者は5人で、専業は2人、兼業3人です。後継者は兼業の長男とのことです。

農機具類の状況は、一式完備しております。

住所地から申請地までの距離は15km、自動車ですら約25分とのことです。

申請地での作付け予定は、ニラ・大豆・ポポとのことです。

以上から効率的に利用されると認められます。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

次に、所有権移転2を議題とします。

森田委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

森田委員。

森田委員 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転2の現地調査及び聞き取り調査のご報告をいたします。

担当委員は、篠原委員そして私、森田です。

権利者、住所 [REDACTED] さん51歳。

義務者、住所 [REDACTED] さん69歳。

審査会当日は、権利者は本人が出席し、義務者は代理人として権利者の [REDACTED] さんが出席しました。

今回の申請理由は、権利者は隣接地で耕作に便利のため。義務者は、高齢であり後継者もいないため縮小したいとのことです。

申請地は議案記載のとおりです。畑2筆、面積1,514㎡です。

申請地は、両国方面から三区方面に向かい、突き当りを左折し100mくらい進んだ、ハニワ台入口左折し、道なりに500mくらい進んだ右側に位置しています。

申請地の状況は、白菜が植え付けてありました。

隣接農地との境界ぐいは入っていませんが、隣接地を所有する予定であり問題ないと思われます。申請地への進入路も、所有者の許可を得ていて所有する予定とのことです。

第三者の権利はありません。

売買価格は、総額75万円です。

農業経営状態は農業経営者で、畑作ですか、トマト、白菜、里芋を生産しているとのことです。

営農状況は畑19a。

労働力は、世帯員4人、従農者4人、専業3人、兼業1人。後継者はいないそうです。

農機具保有状況は、トラクター3台、軽トラ3台、トラック1台、耕運機2台保有とのことです。

権利取得後は、白菜、野菜類を作付けするそうです。

現在の耕作状況は、耕作していて縮小させる行為も行っていないとのことです。

住所地から申請地までの距離100m、車で1分くらい。

耕作の一切を第三者へ委託する予定はないとのことです。

以上のことから、効率的に利用されると認められます。

以上、報告を終わります。

議 長 森田さんに質問があります。畑は19aですか。

森田委員 事務局に確認してもらいます。

議 長 しばらく休憩します。

(午後 3時26分)

議 長 会議を再開します。

(午後 3時27分)

議 長 森田委員。

森田委員 失礼しました。営農状況は畑190aです。

議 長 ほかに意見はありませんか。

関委員。

関委員 意見ではないのですが、参考資料の公図の写しの地番が、消されたように見えにくくなっているので、次回から地番のはっきりした資料をつけてもらいたいと思います。これは要望です。

議 長 事務局。

事務局 申し訳ありませんでした。そのようにいたします。

議 長 ほかに意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

次に、所有権移転3を議題とします。

篠原委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

篠原委員。

篠原委員 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転3について現地調査及び聞き取り調査の報告をします。

申請概要は、議案のとおりです。

担当委員は、藤崎会長と私、篠原です。

審査会当日は、権利者の[REDACTED]さんが出席されました。

申請の理由は、権利者は自宅に近く、耕作に便利な申請地を取得したい。申請地の隣接地を所有、耕作しており地続きで耕作が便利とのこと。

義務者は、高齢であり跡継ぎもいないことから経営規模を縮小したいそうです。

申請地は、森田議員の報告の土地の並びにあり、両国方面から三区方向に向かい、突き当りを左折し100mくらい進んでハニワ台入口左折し、道なりに500mくらい進んだ右側に位置し

ます。

申請地の状況ですが、現地は耕作しておらず草が生えておりました。

隣接農地との境界ですが、自作地との地続きで残りは近々購入予定です。

進入路もあり、売買価格は、10a当り50万円です。

権利者の経営状態ですが、農業経営で畑190aを所有しております。

労働力は、世帯員4人、従農者4人、専業3人、兼業1人、後継者はありません。

保有農機具は、軽トラ3台、トラック1台、トラクター3台、耕運機2台です。

すいか、白菜、トマト、八頭、里芋などを作っており、申請地でも作付けするそうです。

現在所有している農地も効率的に耕作しており、経営規模を縮小させる行為も行っておりません。

住所地から申請地までは100mほどで通作も容易で、耕作の一切を第三者へ委託する予定もありません。

以上のことから、効率的に利用されると認められます。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

◎議案第2号

議 長 日程第3、議案第2号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について をご説明します。

本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、10月23日付けにて、富里市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画の適否についての判断を依頼されたものです。

内容につきましては、次第の5ページに3年、新規、畑1筆、2,255㎡。次第の6ページに10年、新規、畑6筆、25,254㎡。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

以上で審議案件は終了しました。

◎報告第1号

議 長 次に、報告案件に移ります。

報告第1号について事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご報告します。

次第の7ページに2件ございます。

内容につきましては、記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

以上です。

議 長 ただいまの報告第1号について質問等はございませんか。

(発言する者なし)

質問等ないので、了解いただきたいと存じます。

◎閉 会

議 長 以上をもって本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

これをもって本総会を閉会いたします。

(午後 3時34分)

議事録署名委員

会 長

署名委員

署名委員